

光市記者発表資料

令和2年10月2日

件名	市が主催するイベント等の実施方針について及び各種公共施設の貸館等の対応方針について
内 容	標記の件について、10月5日から別紙のとおり実施する方針としましたのでお知らせします。
問合せ	担当課 光市福祉保健部 健康増進課 庶務係 担当者 野村 大泰 電 話 0833-74-3007

■市が主催するイベント等の実施方針について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために講じていた、「市が主催するイベント等実施方針について」は、手洗い、咳エチケット、3つの密が重ならない、人と人との距離をとるなど及び感染予防対策として策定された業種別ガイドラインを踏まえ、適切な感染予防対策を行ったうえで実施してきましたが、これに加え、新たに国が示した「11月末までの催物の開催制限等について」及び収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件等「感染防止のチェックリスト」等に基づき、イベント等を実施することとします。

※本方針は、令和2年10月5日時点のものであり、当面の間実施しますが、状況に応じて変更があります。

記

時期		収容率		人数上限
当面11月末まで	イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	①収容人数10,000人超⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下⇒5,000人 (注)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。
		・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・園芸、公演・式典(講演会、説明会、ワークショップ、入学式、卒業式、成人式等)、展示会(美術館、博物館等)等	・ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演(キャラクターショー等)、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	
		100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)※	

※ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔をもうけなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件等「感染防止のチェックリスト」

(1) 徹底した感染防止等（収容率 100%で開催するための前提）

- ① マスク着用の担保：マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの

※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布

- ② 大声を出さないことの担保：大声を出すものがいた場合、個別に注意等ができるもの

※隣席の者との日常会話程度は可（マスク着用が前提）

※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低 2 m）

(2) 基本的な感染防止等

- ③ ①～②の奨励：①～②はイベントの性質に応じて可能な限り実行
- ④ 手洗：こまめな手洗の奨励
- ⑤ 消毒：主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑥ 換気：法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑦ 密集の回避：入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
- ⑧ 飲食の制限：飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ⑨ 参加者の制限：入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
- ⑩ 参加者の把握：可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
- ⑪ 催物前後の行動管理：イベント前後の感染防止の注意喚起

(3) イベント開催の共通の前提

- ⑫ 入退場やエリア内の行動管理：広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
※来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
- ⑬ 地域の感染状況に応じた対応
大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談
地域の感染状況に変化があった場合は柔軟に対応

■各種公共施設の貸館等の対応方針について

各種公共施設の貸館等については、手洗い、咳エチケット、3つの密が重ならない、人と人との距離をとるなど及び業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドラインに基づき感染予防対策を行ったうえで貸館等を実施してきましたが、これに加え、新たに国が示した「11月末までの催物の開催制限等について」及び収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件等「感染防止のチェックリスト」等を参考に、貸館を実施することとします。

※本方針は、令和2年10月5日時点のものであり、当面の間実施しますが、状況に応じて変更があります。

※詳細は別紙1のとおり

1 屋外施設

(令和2年10月5日現在)

区 分	
オープンエリア（利用申し込みが必要な施設）	
グラウンド、テニスコート、公園 冠山総合公園オートキャンプ場	10/5～国等の通知基準により利用開始
オープンエリア（利用申し込みが必要のない施設）	
冠山総合公園子どもの森 光スポーツ公園内遊具 大和総合運動公園公園広場 光市身体障害者体育施設（サン・アビリティーズ光）屋外遊具 総合福祉センター「あいばーく光」チャイベビ ホットサロン フィッシングパーク	10/5～国等の通知基準により利用開始
区切られた設備（更衣室等）	6/1～利用開始（但し、利用人数に制限あり、シャワーは当面の間使用禁止）【変更なし】

2 屋内施設

区 分	期 間・方 針
保健福祉施設	
総合福祉センター「あいばーく光」	10/5～国等の通知基準により利用開始
子育て支援センター「チャイベビステーション」	6/19～利用開始（但し、同時に利用する人数を概ね15人とする） 【変更なし】
三島温泉健康交流施設「ゆーばーく光」 西部・東部憩いの家 大和地区老人憩いの家（11施設） わかば児童館 三輪福祉会館 あさえふれあいセンター	10/5～国等の通知基準により利用開始
文化施設	
市民ホール 文化センター ふるさと郷土館 伊藤公資料館 図書館（大和分館含む）	10/5～国等の通知基準により利用開始
社会教育施設	
各コミュニティセンター 地域づくり支援センター 農村婦人の家 周防多目的集会所 野外活動センター「周防の森ロッジ」 教育集会所（5施設）	10/5～国等の通知基準により利用開始
スポーツ・レクリエーション施設	
総合体育館 大和スポーツセンター スポーツ館 勤労者体育センター 身体障害者体育施設「サン・アビリティーズ光」 スポーツ公園（管理棟） 小中学校体育館・武道館 冠山総合公園（総合管理棟研修室、副管理棟） テクノキャンパス研修センター（体育室） 総合体育館トレーニングルーム 大和スポーツセンタートレーニングルーム	10/5～国等の通知基準により利用開始 6/19～利用開始（但し、利用人数に制限あり）【変更なし】
産業施設	
農業振興拠点施設「里の厨」（研修室、体験室） テクノキャンパス研修センター（会議室、和室） 農産物加工センター	10/5～国等の通知基準により利用開始

※(1)「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」については、収容率100%以内。（席がない場合は適切な間隔）

(2)「大声での歓声・声援等が想定されるもの」については、収容率50%以内（席がない場合は十分な間隔（1m））

なお、制限を緩和する場合には必要な防止対策をとった上で、感染防止の取り組みが公表されていることが必要となります。個別案件ごとに使用人数、貸館等の可否について担当所管で判断させていただきます。

※施設の休館日等をご確認の上、利用してください。

※ご利用の施設の対応等について不明な点がございましたら、各施設にお問い合わせください。